

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 3 0 日

竹富町長 西大舛 高旬



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

西表東部地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 3 年 3 月 2 9 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数 法人： 2 経営体

個人： 2 9 経営体

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

・担い手はいるが十分でない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

・中心経営体である認定農業者・認定新規就農者が担うほか入作を希望する認定農業者や新規認定就農者、Uターン就農者の受入れを促進することにより対応していく。また集落によっては足りない農地もあるため、町有地の貸付状況も把握し周知する。